

◇お申し込みいただける方

新南陽商工会議所の会員歴2年以上(または3年以上)で、会費完納の方

◇お申し込み方法

- ①希望金融機関の選定
各金融機関一覧表をご覧ください、希望金融機関を選んでください。
- ②「推薦書」「会員証明書」の発行
当所にて会員歴、会費に未納がないことを証する「推薦書」または「会員証明書」を発行いたします。
- ③希望金融機関への申込み
希望金融機関が必要とする書類などをご確認の上で、新南陽商工会議所が発行した「推薦書」または「会員証明書」を添えて、希望金融機関へ直接お申し込みください。

●審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

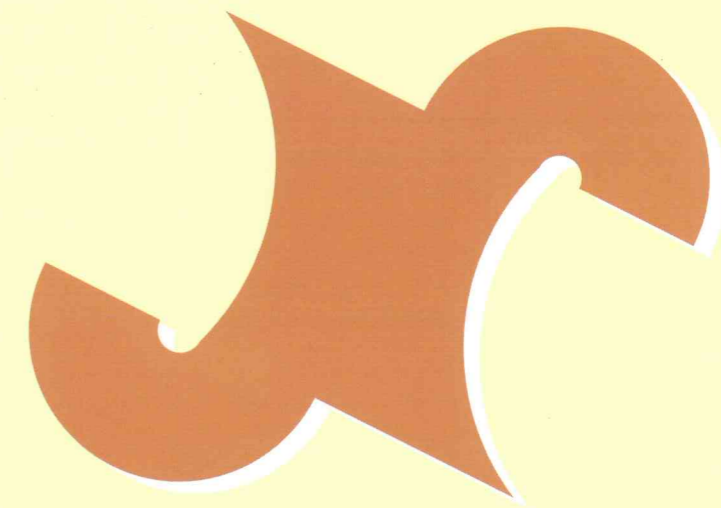
■お問い合わせ先

新南陽商工会議所 中小企業相談所

TEL 63-3315/FAX 63-8397

新南陽商工会議所 会員向け特別融資制度

新南陽商工会議所は、このたび会員向け特別融資制度の取扱いを開始いたしました。これは、地元金融機関(銀行・信金・商工中金)の協力により実現したもので、商工会議所会員であれば優遇された条件で融資を受けることができます。優遇の内容は商品によって様々です。新南陽商工会議所会員のメリットを是非ご活用ください。



- ◎担保や第三者保証人は原則不要
- ◎会員だけの有利な金利で
- ◎スピーディーな審査で受けられます!

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

新南陽商工会議所

●新南陽商工会議所会員向け特別融資制度のご案内

| 金融機関名 | 商品名 | ご利用できる方 | 使途・融資限度額 | 融資利率 | 融資期間・返済方法 | 担保・保証人 | 必要書類 |
|------------------|-------------|--|---|---|--|---|---|
| 山口銀行 | クイック保証制度 | ①商工会議所会員歴が2年以上であること ②商工会議所の直近2年分の会費をそれぞれ当該年度に完納していること ③山口県内に住所または本店を有し、業歴2年以上の中小事業者 ④山口県信用保証協会の保証が受けられる方 ⑤銀行所定の審査基準を満たす方 | ・資金使途 事業資金（運転資金） ・融資限度額 法人…100万円以上 1,000万円以内 （10万円単位） 個人事業主…50万円以上 1,000万円以内 （10万円単位） ※法人・個人事業主とも月商の2ヶ月分の範囲内 | 審査結果に応じた銀行所定の商工会議所会員様向け固定金利 | ・融資期間 6ヶ月以上5年以内 ・返済方法 1ヶ月毎元金均等分割返済 | ・担保…不要 （山口県信用保証協会保証付） ・保証人 法人…代表者 個人事業主…配偶者もしくは同居親族1名 | ①商工会議所会員向け提携融資に係わる推薦書 ②借入申込書 ③保証委託申込書 ④個人情報同意書（銀行用、協会用） ⑤決算書類（直近2期分） ⑥本人確認資料 ⑦印鑑証明書（ご契約時） ⑧許認可証の写し ⑨住民票（個人） ⑩商業登記簿謄本 ⑪定款 ※⑧～⑪は必要に応じて徴求 |
| 西京銀行 | ハイパービジネスローン | ①商工会議所会員歴が2年以上であること ②商工会議所の直近2年分の会費をそれぞれ当該年度に完納していること ③山口県内に住所または本店を有し、業歴2年以上の中小事業者 ④当行の所定の審査基準を満たす先 | ・資金使途 事業資金（運転資金） ・融資限度額 1先1,000万円以内（1万円単位） ※他行で同枠の利用がある場合は合計で1,000万円以内 ※法人・個人事業主とも月商の2ヶ月分の範囲内 | 年2.85%～年8.25% （変動金利） ※融資期間及び財務内容等審査の後、個別に決定させていただきます。 | ・融資期間 6ヶ月以上5年以内 ・返済方法 1ヶ月毎元金均等分割返済 | ・担保…不要 （山口県信用保証協会保証付） ・保証人 法人…代表者 個人事業主…事業承継予定者など1名 | ①商工会議所会員向け提携融資に係わる推薦書 ②借入申込書 ③保証委託申込書 ④許認可証の写し ⑤個人情報同意書（銀行用・協会用） ⑥住民票（個人の場合、新規先） ⑦商業登記簿謄本（法人の場合、新規先） ⑧定款（法人の場合、新規先） ⑨決算書（納税申告書含む、新規先） |
| 東山口信用金庫 | ビジネス活力ローン | ①商工会議所会員歴が2年以上であること ②商工会議所の直近2年分の会費をそれぞれ当該年度に完納していること ③事業所または住所が当金庫の営業区域内の法人または個人事業主 ④事業歴が6ヶ月以上の方 | ・資金使途 事業資金（運転資金） ・融資限度額 50万円以上1,000万円以内で月商（直近決算書）の2ヶ月分の範囲内 （10万円単位） | 金庫所定の利率 （変動金利） | ・融資期間 5年以内 ・返済方法 毎月元金均等分割返済 | ・担保…不要 （山口県信用保証協会保証付） ・保証人…1名以上 | ①商工会議所会員向け提携融資に係わる推薦書 ②借入申込書 ③保証委託申込書 ④許認可証の写し ⑤個人情報同意書（信用金庫用・協会用） ⑥住民票（個人） ⑦商業登記簿謄本（法人） ⑧決算書（確定申告書等）2期分 ⑨その他金庫が必要とする書類 |
| 商工組合中央 金庫徳山支店 | 会員向け融資 | 以下の要件を全て満たす法人の方 ①商工会議所会員歴が3年以上であること ②商工会議所の直近3年分の会費をそれぞれ当該年度に完納していること ③商工中金から「会員向け融資」以外の借入がないこと ④既存の取引金融機関からの借入につき延滞または返済緩和等の条件変更がないこと ⑤貸金業、公序良俗に反する事業を営んでいないこと | ・資金使途 運転資金 ・融資限度額 3,000万円以内（100万円単位） ただし、直近決算における平均月商範囲内 | 当金庫所定の利率（商工中金所定の審査により決定されます） 年1.375%～年5.5% （固定金利又は変動金利） <平成17年5月12日現在の利率> ※融資受付時の金利は、金融情勢により変わります ・商工会議所会員は同種商品利率から0.1%優遇されています。 ・さらに日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば0.3%を優遇します。 （但し、最低利率を下限とします。） | ・融資期間 3年以内据置期間なし、 但し特に必要な場合6ヶ月 ・返済方法 元金均等分割償還 （月賦方式、利息前払い） ・形態 1年以内…手形貸付方式 1年以上…証書貸付方式 | ・担保…無担保 ・保証人 原則として法人の代表者1名 | ①商工会議所会員証明書 ②借入申込書 ③企業概要説明書 ④決算書3期分 （最新期分は納税申告書別表と勘定科目明細を添付） ⑤直近3ヶ月以内の試算表 ⑥日本税理士会連合会所定のチェックリスト （ある方のみで結構です） ※別途、商工中金に出資して頂いている中小企業団体（事業組合等）に加入されていることが必要です。 |